

情報提供日	令和 7 年 4 月 1 4 日
問い合わせ先	大田市上下水道部管理課（石原） TEL0854-83-8111

令和 7 年度 第 1 回「大田市公共料金に関する審議会開催について」

1. 行 事 名	令和 7 年度 第 1 回大田市公共料金に関する審議会
2. 目 的	大田市給水条例に定める水道料金及び大田市葬斎場条例に定める使用料の改定にあたり、審議会に諮問する
3. 開催（実施）期間	令和 7 年 4 月 2 1 日
4. 開催（実施）時間	1 0 時 0 0 分～
5. 開催（実施）場所	大田市役所 2 階第 1 会議室
6. 主 催	大田市
7. 後 援	-
8. 参加・入場者数	審議会委員 10 人ほか
9. 行事の内容	（全体の概要、特徴的なものなど） 大田市給水条例に定める水道料金については、平成 17 年 10 月の市町合併時には 1 市 2 町別々の水道料金体系となっていたが、平成 22 年 10 月から水道料金体系を統一し、現在に至っている。しかし、近年の急激な物価高騰や人件費の上昇により維持管理費が増加し、適切な維持管理や施設整備を継続して行うためためには、水道料金の改定を行う必要があるため、大田市公共料金に関する審議会へ諮問を行う。 また、大田市葬斎場条例に定める使用料については、合併前の 1 市 2 町がそれぞれ設置していた葬斎場を現在運営している。施設の老朽化により大田葬斎場（平成元年）の長寿命化改修に着手し、令和 9 年 2 月供用開始を予定としており、その後段階的に仁摩葬斎場（昭和 62 年）を令和 8 年度末、温泉津葬斎場（平成 4 年）を令和 12 年度末をもって閉場する方針としている。使用料については、20 年前の合併時に定めた料金から改定していない。この度の施設整備に合わせて見直しの検討に入ることとしたため、大田市公共料金に関する審議会へ諮問を行う。 ○諮問事項 ・大田市給水条例に定める水道料金 ・大田市葬斎場条例に定める使用料
10. 特記事項	5.諮問までの公開となります。6.議題以降は審議会委員に諮り公開・非公開を決定します。
11. その他	添付資料など

令和 7 年度 第 1 回大田市公共料金に関する審議会 次第

日 時 令和 7 年 4 月 21 日(月) 10 : 00 開会

場 所 大田市役所 2 階第 1 会議室

1. 開 会

2. 市長あいさつ

3. 会長の選出及び会長代理の指定

4. 会長あいさつ

5. 諮 問

6. 議 題

1) 会議の公開・非公開の決定について

2) 大田市給水条例に定める水道料金の改定について

① 水道事業の概要について

② 水道料金について審議会開催に至った経過

③ 県内 8 市水道料金の状況について

3) その他

7. 閉 会